

[事案 2024-183] 新契約無効請求

・令和7年8月21日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2024-182] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

名義貸し契約であることを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年12月に自分の子を被保険者として契約した組立型保険について、募集人から名義貸しを依頼されて契約したものであるため、契約を無効として、既払込保険料から募集人から振り込まれた9万円を控除した金額を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約は、申立人の意向を踏まえて募集人が提案・設計し、申立人に対して説明をして、申立人自身が締結したものである。
- (2)本契約は、申立人自身が契約をしたものであって、募集人が申立人に名義貸しを依頼したものではない。募集人が申立人に対して合計9万円を交付しているのは、生活支援のための貸付であって、保険料の負担ではない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本件の経緯等を確認するため、申立人配偶者に対して事情聴取を行った。なお、申立人は事情聴取を希望しなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)募集人は、申立人に生活資金を貸し付けたと主張しているが、募集人が契約者に金員を貸し付けるということは通常は考えにくいものであり、そもそも募集人として不適切な行為であると言える。また、募集人の陳述書によれば、申立人の家計に余裕が出てきたため、令和4年4月に申立外契約を契約したとしているが、同月に募集人が申立人に生活資金として3万円を貸し付けており、陳述書に記載された経緯は不合理な内容であると言わざるを得ず、また、本契約および申立外契約は令和5年10月に保険料未収で解除となっており、申立人や申立人配偶者にとって、これらの保険料が過大な負担であったことが推認され、以上から、本契約および申立外契約が募集人から名義貸しを依頼されて締結されたものである可能性は否定できない。
- (2)以上の疑問点について、募集人の事情聴取により確認する必要があったため、保険会社に対して募集人の事情聴取を要請したが、募集人が体調不良等の理由により実施することができなかった。そのため、本件の経緯を明らかにすることができず、募集行為が不適切であった可能性は否定できない。